

## ※添付書類

	添付書類	留意事項
①	土地登記事項証明書（全部事項）	・申請地すべてのものが必要 ・法務局で取得してください
②	法人登記事項証明書（１部）	*申請者が法人の場合のみ
農用地区域からの除外及び用途変更申請の場合は次の書類が必要です。		
③	事業計画書（１部）	・事業内容の詳細を具体的に記載すること
④	位置図（１部）	・申請地の位置及び付近の状況がわかるような住宅地図等に申請地を朱書きで○を付けること
⑤	字図（１部）	・村税務課及び法務局で取得してください ・申請地を朱書きで明記すること ・分筆する場合は分筆予定線を朱書きで明記すること
⑥	配置図（１部）	・施設等の配置、進入路の位置関係、隣接地との距離等を明記すること ・資材置場については、資材ごとの配置及び通路等を明記すること ・給・排水（雨水、生活排水等）の経路を明記すること ・その他、必要な数量等の根拠資料を添付
⑦	施設の概要図（１部）	*施設建設の場合のみ ・施設等の構造、建て面積、用途等を明記すること（平面図、立面図等）
⑧	申請地の所有者の同意書	*申請者の自己所有地であれば不要
⑨	隣接地の所有者及び耕作者の承諾書	・水路や道路で分断されている等であっても農業上の影響がある場合は必要となる ・所有者、耕作者とも承諾を受けること
⑩	排水計画の同意書	・用排水路管理者の同意が必要
⑪	代替性の検討資料 ※詳細についてお尋ねする場合があります。	・農用地区域外の土地で３ヶ所以上選定し、利用できなかった具体的な理由等を明記すること ・④の位置図に検討地を朱書きで○を付けること
*必要に応じて追加書類等を提出していただく場合があります。		

## ※注意事項等

- ・申請地や代替検討地等の現地確認のため、担当職員等が敷地内等に立ち入り、写真撮影や計測等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・変更する場合は各種要件があり、また、除外等の変更面積は必要最小限となりますので、事前に事業計画等を十分ご検討ください。
- ・申請から承認までには、関係機関及び県協議・公告縦覧期間等があり、６ヶ月以上かかることもありますので、余裕をもって申請してください。（申請締切は年２回のみ：４月１５日と１０月１５日）
- ・申請にかかる費用については、不承認であっても申請者負担となりますのでご了承ください。
- ・承認後は農業委員会への農地転用の手続きを行う必要もあります。